

「自動車型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 改正の背景

平成17年4月、中央環境審議会は、大都市地域を中心に浮遊粒子状物質、二酸化窒素等による大気汚染は依然として厳しい状況にあることを踏まえ、また、平成22年度までに環境基準を概ね達成することを確実なものとし、その後においても維持していくため、更なる排出ガス基準の強化が必要であるとし、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第8次答申）」を答申したところです。同答申では、いわゆる「ポスト新長期規制」として、ディーゼル車の窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の大幅な規制強化（ディーゼル09年目標値）と、ガソリン車の一部にPM規制を導入すること（ガソリン車09年目標値）等が示されているところです。

国土交通省では、環境省と連携し、同答申に基づく措置その他の所要の措置を講ずるため、排出ガス基準を定めている「道路運送車両の保安基準」（省令）に基づく関係告示（細目告示^{※1}及び適用関係告示^{※2}）及び型式指定自動車の手続等に関する実施細目を定めた自動車型式指定規則^{※3}等の一部を改正することを予定しています。

※1 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）

※2 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係を整理するため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）

※3 自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）

2. 改正の概要

注：以下、軽量車、中量車及び重量車とは、トラック・バスのうちそれぞれ車両総重量が1,700kg以下のもの、1,700kgを超え3,500kg以下のもの及び3,500kgを超えるものをいう。

(1) 燃料の種別ごとに、次のとおり改正する予定です。

【ディーゼル車のポスト新長期規制関係】

- ・ポスト新長期規制として、新車のNO_x基準値及びPM基準値を大幅に強化します。（車種により、NO_xを40%～65%、PMを53%～64%低減）
（参考資料1参照）

- ・ポスト新長期規制に併せ、使用過程時におけるPM規制値を0.8m⁻¹から0.5m⁻¹に強化するとともに新車時のディーゼル4モード黒煙規制を廃止します。

注：本項目は、現在中央環境審議会でパブリックコメントの募集を行っている内容を踏まえたものであり、今後その結果を受けて改正する予定です。

- ・排出ガス試験モードは、乗用車及び軽・中量車についてはJC08Hモード法及びJC08Cモード法によることとし、重量車についてはJE05モード法によることとします。
- ・適用開始時期は、新型車に対しては平成21年10月1日（中量車及び重量車の

一部※にあつては平成22年10月1日)、継続生産車及び輸入車等に対しては平成22年9月1日(中量車及び重量車の一部※にあつては平成23年9月1日)とします。

※車両総重量が、中量車のうち1,700kgを超え2,500kg以下のもの、重量車のうち3,500kgを超え12,000kg以下のものに限る。

(改正する法令の条項)

- ・細目告示第41条第1項第5号から第8号、第20号、第21号、第119条第1項第3号、第4号、第11号、第12号、第197条第1項第2号、別添45
- ・適用関係告示第28条

【ガソリン・LPG車のポスト新長期規制関係】

- ・ポスト新長期規制として、ガソリン・LPGを燃料とする自動車のうち、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車(以下「NO_x触媒付ガソリン直噴車」という。)に対し、PM規制を新たに導入します。(参考資料1参照)
- ・NO_x触媒付ガソリン直噴車に係るポスト新長期規制の排出ガス試験モードは、乗用車及び軽・中量車についてはJC08Hモード法及びJC08Cモード法に、重量車についてはJE05モード法によることとします。
- ・NO_x触媒付ガソリン直噴車に係るポスト新長期規制の適用開始時期は、新型車に対しては平成21年10月1日、継続生産車及び輸入車に対しては平成22年9月1日とします。
- ・自動車型式指定規則では、自動車型式指定の申請に係る走行後の申請自動車の提示を求めています。ガソリン・LPG車はCO、HC及びNO_xについて有効に抑止できる装置を有するものについて書面の提出により現車の提示を省略できることとしています。ポスト新長期規制によりNO_x触媒付ガソリン直噴車に新たにPM規制が導入されることを受け、同車にあつてはPMも有効に抑止できる装置があることを条件に同様の扱いが可能となるよう、所要の改正を行います。

(改正する法令の条項)

- ・細目告示第41条第1項第1号から第4号まで、第119条第1項第1号、第2号
- ・適用関係告示第28条
- ・自動車型式指定規則第3条第4項

【その他燃料車(ガソリン、LPG又は軽油以外を燃料とする自動車)関係】

- ・その他燃料車の排出ガス基準値は、ガソリン、LPG又は軽油を燃料とする自動車の排出ガス基準値を参考に規定していたところですが、ディーゼル車のポスト新長期規制に併せ、規制強化を行います。

- ・ 排出ガス試験モードは、乗用車及び軽・中量車について、新型車にあっては平成23年3月31日、継続生産車及び輸入車にあっては平成25年2月28日までは、10・15モード法及びJC08Cモード法によることとし、それ以降はそれぞれJC08Hモード法及びJC08Cモード法によることとし、重量車についてはJE05モード法によることとします。
- ・ 適用開始時期として、新型車に対しては平成21年10月1日（重量車の一部※にあっては平成22年10月1日）、継続生産車及び輸入車に対しては平成22年9月1日（重量車の一部※にあっては平成23年9月1日）とします。

※車両総重量が、重量車のうち3,500kgを超え12,000kg以下のものに限る。

- ・ 低排出ガス車認定実施要領の自動車の種別に、規制強化後の対象自動車を追加をするため所要の改正を行う。

（改正する法令の条項）

- ・ 細目告示第41条第1項第9号から第12号、第119条第1項第5号、第6号
- ・ 適用関係告示第28条
- ・ 低排出ガス車認定実施要領第4条第2項の表

（2）排出ガス測定方法関係

- ・ PMの規制が大幅に強化されることを受け、PMをより安定的に測定する測定方法とします。また、CO等の測定方法についても技術的見直しを行います。（参考資料2参照）

（改正する法令の条項）

- ・ 細目告示別添41及び別添42

3. スケジュール

公布・施行日：平成20年2月頃（予定）